

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (平成30年5月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成30年5月8日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社イチバン流通 (法人番号1011702003866) 代表者 兵藤 博 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区北葛西3-8-8 (営業所) 東京都江戸川区北葛西3-8-8
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	道路運送法(以下、運送法)第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成29年11月7日及び平成29年11月15日、法令違反の疑いがある旨の調査結果を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 25 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (平成30年5月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成30年5月15日
(2)事業者の氏名又は名称	大栄交通株式会社 (法人番号5020001027382) 代表者 田島 貞夫 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市中区山下町210番地 (営業所) 神奈川県横浜市中区山下町210番地
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成30年3月27日、死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (平成30年5月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成30年5月22日
(2)事業者の氏名又は名称	エコシステム株式会社 (法人番号2010601030483) 代表者 中村 秀樹 綾瀬営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区新木場1-11-14 (営業所) 東京都足立区東綾瀬1-23-16-101号、102号、204号
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(67日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項、運送法第94条第1項
(6)違反行為の概要	平成28年10月12日及び平成28年12月12日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(3)虚偽の報告(道路運送法第94条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 9 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈平成30年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成30年5月22日
(2)事業者の氏名又は名称	日進一交通有限会社（法人番号9030002010481） 代表者 水村 欽一 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1640番地 (営業所) 埼玉県さいたま市北区日進町2丁目1640番地1号
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成29年9月4日及び平成29年9月8日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 (平成30年5月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成30年5月22日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社イチバン流通 (法人番号1011702003866) 代表者 兵藤 博 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区北葛西3-8-8 (営業所) 東京都江戸川区北葛西3-8-8
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(90日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成29年10月23日、法令違反の疑いがある旨の調査結果を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 25 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈平成30年5月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成30年5月22日
(2)事業者の氏名又は名称	有限会社三芳野タクシー（法人番号4030002092938） 代表者 吉野 保次 本社営業所
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県坂戸市大字石井2115番地1号 (営業所) 埼玉県坂戸市大字石井2115-1
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5)主な違反事項	運送法第27条第3項
(6)違反行為の概要	平成29年11月29日及び平成29年12月1日、公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 2 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)